

いじめへの対応手順

小平市立小平第十三小学校

【いじめにかかわる日常的な情報収集と共有】

- ◆学級・学年における児童観察による把握
- ◆児童・保護者、地域からの訴えによる把握
- ◆専科教員、ＳＣ等からの情報提供による把握
- ◆ふれあいアンケートの記述 等

- 1 管理職へ状況報告
- 2 学校いじめ対策委員会への報告
- 3 生活指導連絡会等を活用した情報共有
- 4 児童・保護者からの詳細な聞き取りと情報共有

【いじめの認知 及び 対応方針の協議】

「社会通念上のいじめ」に該当する、または疑われると校長が判断した場合、学校いじめ対策委員会を開催し対応方針の協議に当たる。

【学校いじめ対策委員会】

※校長の方針のもと、いじめの認知や対応策の検討を行う常設機関

- 構成：校長、副校長、養護教諭、教務担当主幹教諭、ＳＣ
生活指導主任担当主幹教諭、該当学年の主任、学級担任
- 機能：いじめの認知 追加情報の収集共有 対応方針の協議
組織的・具体的対応策の検討と指示

いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じるものをいう。」

【法令上のいじめへの対応】（いじめ防止対策推進法 第2条に定義されたいじめへの対応）

【「社会通念上のいじめ」とは認知できない事案】

- ◆好意で行った言動
- ◆意図せずに行った言動
- ◆衝動的に行った言動（暴力の有無にかかわらず）

- 1 関係した児童及び周囲の児童からの事実確認
- 2 状況に応じて必要な指導
- 3 いじめ対策委員会及び管理職へ口頭で報告
- 4 保護者への状況を報告・説明
- 5 経過観察及び校長といじめ対策委員会への報告
- 6 いじめ事案の記録の保管と引継ぎ

【「社会通念上のいじめ」と認知された事案】

- ◆暴力を伴わない、故意で行った言動
- ◆暴力を伴う、故意で行った言動

- 1 組織的な情報収集と校長への報告
- 2 学校いじめ対策委員会の開催
 - ・状況把握及び事実確認の方法を協議
 - ・当事者への配慮事項等の検討
- 3 関係児童から聞き取りと事実確認
- 4 学校いじめ対策委員会の開催
 - ・組織的かつ具体的な対応方針案の協議・決定
- 5 保護者への報告と今後の対応の説明
- 6 小平市教育委員会への報告
- 7 加害児童及び関係児童への組織的な指導
- 8 保護者への報告・説明
 - ・学校の対応についての詳細な説明
 - ・状況に応じて臨時保護者会の開催
- 9 経過観察及び校長といじめ対策委員会への報告
- 10 いじめ事案の記録の保管と引継ぎ

【いじめの重大事態が発生した場合】

- ◆生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ◆いじめにより相当な期間（年間30日が目安）欠席することが余儀なくされている場合

- 1 事実関係を明確にするための調査の実施
- 2 組織的かつ適切な対応による問題の解決
- 3 再発防止策の策定と公表

- ◆いじめが解消したかどうかの判断は、学校いじめ対策委員会の状況把握と検討結果を踏まえ、校長が判断する。
- ◆いじめが解消されたと判断した後も、日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を組織的に行う

故意・意図 \ 集団性		個 → 複数 → 集 団		指導の留意点	
継続性		単発的 → 継続的			
好意や親切で行った言動		法 令 上 の い じ め (心身に苦痛を感じさせた行為)	声の小さい児童に、「もっと大きな声で話した方がいいよ」と声をかけた。	親切心からの言葉掛けは明らかだが、結果的に相手を傷つける言動になってしまったことを踏まえ発達段階に応じた指導を行う。	
意図せずに行った言動			パスミスをした児童のプレーに、「ああ、やっちゃった」と、思わず声が出た。	何気ない一言でも、相手を傷つける言動につながることを、発達段階に応じて指導する。	
衝動的に行った言動	暴力を伴わない		社 会	故意ではなくぶつかった児童に、「何するんだ、うざいんだよ」と、声をかけてにらんだ。	衝動的にかかる言葉が相手を傷つける言動につながることを、発達段階に応じて指導する。困ったことは教員に相談するよう指導する。
	暴力を伴う		通 念	故意ではなくぶつかった児童に、「何するんだ」と怒鳴って、相手を蹴り返した。	衝動的に行った言動は、場合によっては身体を傷つけることになる。いかなる場合も暴力行為に出てはならないことを発達段階に応じて指導する。
故意に行った言動	暴力を伴わない	上 の い じ め	「チームが負けるのはお前がいるからだ」とボールゲームのたびに怒鳴る。	継続的に行った言動は、相手を傷つけるだけでなく、学級の雰囲気悪くすること、事案によっては犯罪となることで、いかなる場合も行ってはならないことを、学年・学級だけでなくケースによっては生活指導主任や副校長も入って組織的に指導する。	
	暴力を伴う		ボールゲームのたびに「お前が下手だから負けるんだ」と、集団で声をかける。		※仮に発生が管轄外であっても、心身に苦痛を感じている状況をとらえた場合は、丁寧な事実確認と指導に努めること。
			「お前が〇〇〇をしたお詫びに、罰金を払え」と相手を脅した。		
			罰金を払わなかったことに腹を立て、相手を殴ったり蹴ったりした。		
			一人だけを「気に食わない」という理由で仲間はずれにし、集団で無視したり、ネット上で悪口を書き続けたりした。		